

ため池整備事業	県	① 農村振興課 地域計画班
	事業主体 市町村等	所管課班 ② 農村防災対策室ため池対策班

## 趣 旨

災害発生のおそれのあるため池の整備等

## 事業の内容

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調整機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。

#### (2) 一般整備型

築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、家屋若しくは公共施設等に被害を及ぼす災害の発生するおそれがある場合に早急に整備を要するため池（災害防止用のダムを含む。）の新設、変更、新設と併せ行う廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事。

#### (3) 長寿命化型

施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。

### 2 ため池群整備工事

複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修、廃止、しゅんせつ、附帯施設の整備、周辺水路の整備、その他目的を達成するために必要な施設の整備。

## 採択要件

### 1 ため池総合整備工事

#### (1) 地震・豪雨対策型

##### ・大規模

防災重点農業用ため池又は施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。

- 1) 防災受益面積おおむね70ha以上（台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね30ha以上）かつ、受益面積がおおむね40ha以上。
- 2) 防災受益面積おおむね7ha以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額（農外）が3億円以上。

##### ・小規模

次に該当するもの。

- 1) 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上かつ、受益面積がおおむね2ha以上。  
（ため池加速化対策として実施する場合は、防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上。）

2) 総事業費がおおむね800万円以上。

(2) 一般整備型

・大規模

受益面積がおおむね100ha以上で、総事業費がおおむね8,000万円以上。

(中山間地域の場合は、受益面積がおおむね70ha以上で、総事業費がおおむね3,000万円以上。)

※都道府県が行うものに限る。

※ため池の廃止に係るものを除く。

・小規模

受益面積がおおむね2ha以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(ため池加速化対策として実施する場合は、総事業費がおおむね800万円以上。)

※ため池の廃止に係るものを除く。

※ため池の廃止にあたっては、貯水量1,000m<sup>3</sup>以上で、総事業費がおおむね800万円以上。

(3) 長寿命化型

施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。

(ため池加速化対策として実施する場合は、施設長寿命化計画等が策定されているもの。)

2 ため池群整備

・大規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね80ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね140ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7億円以上のもの。)

・小規模

防災重点農業用ため池を含むもの。受益面積の合計がおおむね10ha以上かつ、防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額(農外)の合計が1億円以上のもの。

(台風常襲地帯、豪雪地帯、振興山村地帯の場合は、防災受益面積がおおむね14ha以上又は想定被害額(農外)の合計が7,000万円以上のもの。)

---

事業主体

1 ため池総合整備工事

(1) 地震・豪雨対策型

県又は市町村。

(2) 一般整備型

ため池の廃止にあつては、県又は市町村。

上記以外にあつては、県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

(3) 長寿命化型

県又は市町村、土地改良区、農業協同組合その他県知事が適当と認めるもの。

2 ため池群整備工事

県又は市町村。

負担割合	区分	国	県	市町村	その他	備考	
県 営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	34	11	-	
		小規模	50 <55>	34 <34>	16 <11>	-	
	一般整備型	大規模	55	28	17	-	
		小規模 40ha以上	50 <55>	33 <33>	17 <12>	-	
		小規模 40ha未満	50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	長寿命化型		50 <55>	29 <29>	21 <16>	-	
	ため池群整備工事	大規模	55	34	11	-	
小規模		50 <55>	34 <34>	16 <11>	-		
団体営	ため池総合整備工事						
	地震・豪雨対策型	大規模	55	19	26	-	
		小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	-	
	一般整備型	大規模	55	18	27	-	
		小規模	50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	
	長寿命化型		50 <55>	18 <18>	32 <27>	-	-
	ため池群整備工事	大規模	55	未定	未定	-	-
		小規模	50 <55>	未定	未定	-	-

※ < > は中山間地域

※ 県有土地改良財産となっているダムについては、参考資料「(11) 県有土地改良財産のダムに係る事業の負担割合について」を参照